

葉山町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 開会年月日 令和 2 年 4 月 1 5 日 (水)
- 2 開会場所 保育園・教育総合センター 会議室 2
- 3 出席委員 教育長 返町和久
教育長職務代理者 鈴木伸久
委員 小峰みち子
委員 水沢 勉
委員 下位勇一
- 4 出席職員 教育部長 沼田茂昭
教育総務課長 虫賀和弘
学校教育課長兼教育研究所長 瀧名恵美子
生涯学習課長兼図書館長 中川禎久
学校教育課指導主事 梶浦いづみ、大黒貴文
- 5 議長 教育長 返町和久
- 6 書記 教育部長 沼田茂昭
- 7 開会 午前 1 0 時 0 0 分

(開会宣言)

教 育 長) それでは、ただいまから葉山町教育委員会 4 月定例会を開会いたします。
本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定による定足数に達しております。したがって、有効に成立しております。

時刻は 10 時ちょうどでございます。

なお、本定例会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、葉山町教育委員会傍聴人規則第 3 条の規定に基づき、傍聴の制限を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、日程の確認に移ります。次第をごらんください。

日程第 1 「前回会議録について」、日程第 2 「教育長の報告事項について」、日程第 3 「定例校長会議・定例教頭会議について」、日程第 4 「議案第 1 号教育施設の工事計画 (案) について」、日程第 5 「議案第 2 号葉山町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」、日程第 6 「議案第 3 号第三次葉山町教育総合プランの諮問について」、日程第 7 「議案第 4 号葉山町立小・中学校使用教科用図書の採択方針について」、日程第 8 「議案第 5 号葉山町いじめ問題対策連絡

協議会委員の委嘱について」、日程第9「報告第2号教育長の専決事項について」、日程第10「新型コロナウイルスに関する対応について」、日程第11「各課からの報告」（学校教育課 葉山町教育支援教室通学費助成金給付要綱の制定について、学校における災害対応について）、日程第12「その他」。

以上でございます。

会議次第についてご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教育長) ご異議なしと認めます。

では、会議録作成の都合上、質疑の際には挙手をお願いいたします。委員の名前を指名した後、発言をしてください。

また、質疑をされるときには、何についての質疑であるか等、質疑の内容を明確にお願いをしたいと思います。

(前回会議録について)

教育長) それでは、日程第1「前回会議録について」を議題といたします。

説明をお願いします。沼田教育部長。

教育部長) それでは、3月定例会につきましてご報告いたします。

各委員の皆様には議事録を配付させていただいておりますので、内容については省略させていただきます。

なお、3月定例会は教育長及び教育委員の出席が5名、開会10時、閉会12時7分でございます。

以上です。

教育長) 何か特別な訂正がございますでしょうか。ご意見等もよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、ご異議なしというふうに認めたいと思います。

以上、前回会議録については、原案のとおり承認されました。

(教育長の報告事項について)

教育長) 続きまして、日程第2「教育長の報告事項について」を議題といたします。

私からご報告申し上げます。

お手元に「教育長報告事項」というタイトルのペーパーがあるかと思います。そこには10件の記載がございますので、日程に沿ってお話をいたします。ただし、定例校長会議・定例教頭会議については日程第3で、また、臨時校長会議につきましては日程第11で扱いますので、ここでは割愛をいたします。残り2件について報告をいたします。

1件目、3月31日(火曜日)、辞令交付式及び辞令伝達式。例年のことではご

ございますけれども、事務局職員についてと、また時間をずらして、公立学校教職員についてと、それぞれ辞令交付をしたところでございます。事務局職員につきましては、辞職辞令交付4名でございます。生涯学習課長、学校教育課1名、南郷公園1名、学校業務員1名ということでございます。公立学校教職員でございますけれども、定年退職者5名、転任辞職等4名、合わせて9名でございました。うち、定年退職者5名につきましては感謝状を贈呈いたしました。この間の諸行事等の簡素化の趣旨を受けまして、来賓抜きで実施したところでございます。

私からの簡単な挨拶ということで、これまでの尽力に感謝をし、「教えるとは希望を語ること」という言葉を添えながら、これからも現実を直視した意味のある本当の希望を語っていきたいものだということで、送らせていただきました。多分3分ぐらいだと思います。

続いて2件目、4月1日（水曜日）、辞令交付式。この日は、これも例年のとおり、続けざまにさまざまな辞令交付を行います。まず、町教育委員会からの出向辞令交付式ということで、3名の方が対象になりました。図書館長、学校教育課1名、生涯学習課1名でございます。

続きまして、私と沼田部長は町部局の辞令交付式に出席いたしました。これまた感染症対策という趣旨で、さまざまな階層に分けて、数次にわたって実施するというので、人数の分散を図ってございます。

最初は新採用職員等ということでございました。人数を正確に覚えていないので恐縮ですけれども、多数でございました。

続いて、2段階目が入れかわりで入ってきますけれども、承認・昇格職員等ということで辞令交付がございました。やはり多数でございます。

この後、私どもは引き揚げてまいりまして、教育委員会関係の辞令交付に臨んでございます。

最初は事務局職員側の採用・転入等の辞令交付式でございました。まず、採用3名ということで、学校教育課課長補佐、指導主事兼務でございます。ほか、再任用2名ということでございます。転入4名、生涯学習課長、学校教育課1名、教育総務課1名、庁務作業員1名ということでございます。配置替え2名、図書館長補佐と再任用、各1名でございます。昇任・昇格4名、教育総務課課長補佐ほか3名。最後に、非常勤嘱託員の採用3名ということで、辞令交付式、淡々と終了いたしました。言わずもがなかもしれませんけれども、感染症予防に配慮し、間隔等を広くとり、必要以上の距離に近づかないように式を行ったところでございます。

この日、私にとっては、5回目の辞令交付式に出席することになりますけれども、教職員の辞令交付式でございます。校長3名、昇任1名及び再任用2名の3名でございます。続いて、教頭5名、配置替え4名と昇任配置替えが1名でござ

います。それから、新採用8名の辞令交付をいたしました。他の転任等の異動については全て読み上げのみで終了してございます。

この日も3月31日と同様、来賓なしで実施いたしました。この日出席された16名の職員に対しまして、私から簡単に挨拶をさせていただきました。とりわけ、新採用者に向けてということで、そういう意識でお話ししたところでございます。皆さんは未曾有のピンチのときの着任になりました。ついては、こういうときこそ教育者はそもそも何をなすべきなのかということをしっかりと考えてもらいたい。まさしく学習指導要領でも予告されているグローバルで予測困難な世界が今まさにここに出現している。これからこういった事態がしばしば訪れるであろう、そういう未来に向かって立ち向かって生きていかなければいけない子どもたちに対して、私たちがやれることは何なのか。どのような資質・能力を育てていくのか。とりわけ、思慮深く、判断力があるという方向で育てていかねばならないでしょう。そのためにこそ、主体的で対話的な学びがあるということをぜひ肝に銘じて、これから葉山町の職員として臨んでほしい、そんなふうな話をいたしました。例年の3分の1ぐらいの時間で終了したというふうに思います。

教育長報告事項は以上でございます。

何かご質疑等ございましたらお願いいたします。辞令交付なので、よろしいですか。それでは、ご質疑がなければ、質疑を終結いたします。

以上、教育長の報告事項については、これをもって終了といたします。

(定例校長会議・定例教頭会議について)

教 育 長) 続きます、日程第3「定例校長会議・定例教頭会議について」を議題といたします。

まずは私のほうからご報告いたします。

資料1として次第が添付されてございます。両会議共通のものになっているかと思えます。適宜ご参照ください。

どちらの会議も、冒頭の教育長挨拶の内容を概略報告いたします。他の事項については、必要があれば後ほど学校教育課長から報告いたします。なお、本会議で報告済みの事項は重複いたしますので、割愛いたします。

4月9日(木曜日)、定例校長会議。この日は臨時校長会議に引き続いて開催しました。したがって、時間の関係もありまして、大変短く、簡潔な訓示にさせていただきました。今後も臨時校長会議を、事態の変化に応じて臨機に開催していく必要があります。そのことをご承知おきください。それから、こういうピンチのときこそ力を合わせなきゃいけないでしょうということを申し上げました。

そして、平常ではない非常時にこそ管理職、つまりリーダーがいる意味がある

んじゃないか。ルーチンが無事進行しているときは、要らないとは言わないけれど、そういうときではなくて、こういうときこそリーダーの役割が強調されるはずであり、また、資質・能力が問われるのではないかということ強く申し上げました。私どもを含めてそうなのかと思います。

参考に、一種の私の愛読書なんですけど、佐々淳行という方、ご承知だと思います。彼が1980年前後に書いたものです。初代の内閣安全保障室長になられた方だと思います。「危機管理のノウハウ」という本の紹介をさせていただきました。同じことは教頭会議でもしていますので、申し添えます。

続いて、4月10日（金曜日）に行われた定例教頭会議でございます。この日は、学校教育課のお許しを得て、30分ほどお話をさせていただきました。テーマ的には3つになります。

1つ目は、「学校と教育委員会の関係に係る若干の法的整理」と題して、4点ほど、知っておいてほしいということをお願いしました。

1点目、コミュニティスクールの指定を地教行法の第47条6項に基づいてやりますという話です。これは既にご報告済みなので、内容は割愛いたします。

2点目、職務上の上司としての教育委員会。県費負担教職員と教育委員会との関係は職務上の上司であるということを説明したところでございます。前年度に同じ話をしていますので、ここでは割愛いたします。新教頭もいますので、簡単にこの話をさせていただきました。

続いて3点目、葉山町立小・中学校の管理運営に関する規則の改定について。これは3月12日の校長会議で説明したものと同じでございますので、省略させていただきます。

4点目の教育課程編成に関する職務権限の話だけ少し詳しくお話いたしました。再現しますと、よく私どもは、校長は教育課程編成権を持っていて、これに関しては教育委員会といえども、基本的には口出しできないということをお願いしているのです、その位置づけをここで明確にしようとしたものでございます。根本的な上位法規は学校教育法第33条にあります。要するに小学校の教育課程は文部科学大臣が定める、中学校への準用規定もございまして。これを受けて、同法施行規則52条に、教育課程の基準として、文部科学大臣が学習指導要領を公示するということが書かれています。これをあわせて言うと、文部科学大臣が学習指導要領を通じて教育課程を定める、そういうことになるわけです。このことと並んで、地教行法の第21条では、教育委員会が教育に関する事務の管理・執行をする。そしてその中には教育課程や学習指導が含まれるということが書かれています。この学校教育法関連の話と、地教行法関連の話をあわせて、教育委員会が学習指導要領に基づいて学校の教育課程について一定の管理指導をしているということになります。ただ、これは随意ということではありませんで、基本的には地教行法

の33条に、教育委員会は学校の管理運営にかかわる規則を制定するとありますので、管理運営規則を通じて学校の教育課程を管理するというふうな仕分けになっているということをお伝えしました。

そこで、町の管理運営規則の中に何が書かれているかというところ、この教育課程にかかわる最も大きな条文は第7条です。学校の教育課程は学習指導要領の基準に基づき校長が編成する。ただし、教育委員会に対して報告しなければならない。承認を受けねばならないということもあわせて書かれています。つらつらと並べてきましたけど、こういう法規則の階梯を通じて校長が編成するという仕組みになっているということを知ってください。場合によっては、学習指導要領を基準として、それに関する違反等々があれば教育委員会も介入できる、そういう仕組みにもなっているということを教頭先生方にお伝えしたというのがこの話でございます。1つ目のテーマは以上です。

2つ目のテーマですけれども、教頭の役割についてということで少しご説明しました。学校教育法上に教頭に関する規定がございますけれども、そっくり同じものが町の管理運営規則の中に再現されてございます。第13条に教頭の職務というのがありまして、まずは校長を補佐しろ等という話、それから所属職員を監督する話、それから校長に事故あるときは代行する話、3点ほど書かれているということを紹介した上で、あとは、その意を酌み取って、こういうことに心がけてほしいということをお伝えしました。

1点目は、校長が決定した学校の経営方針を総括的に、真っ先にそれに従い、それを伝える役割を持っているはずだということをお伝えしました。

2点目は、校長の地位・立場・責任を一般職員に対して強調する責務があります。簡単に言えば、校長の権威を上げる責務がありますということをお伝えしました。とりわけ、一般行政や民間企業と違って、学校現場ではなかなか、校長の権威が確立されていないという実態もありますので、こういったことに取り組みなさい。簡単に言うと、校長に対してちゃんと敬語を使いなさいというところから始まりますよということをお伝えしました。

3点目、お願いしたことは、今の1、2と若干裏腹というか、盾の両面だと思えますけれども、方針決定や決断は最終的に校長が負います。ただし、その途中の思考・判断に関しては、積極的に意見具申をください。校長の判断材料をふやす責務があります。その上で、校長が決定したことが自分の意見と違う場合でも校長にしっかり従ってください。最初の話に戻るわけです。校長の意図を正確に、真っ先に伝える責務を負うということになります。

今回入学式を6校で挙げていただきまして、簡素化してくださいということでした。町長と2人で6校とも見てきました。残念ながら、町長も同じ意見でしたけれども、

これで果たして子どもたちの感染防止用の座席配置が十分だったかというところで、疑問もあった学校もあります。そういったことも伝えて、そういったことに関して自分の意見を持って、しっかり校長に意見具申しなさいということをご希望したところでございます。2つ目の伝えたい内容はそんなところでもございました。

最後、駆け足になりましたけれども、3つ目としてその他に留意してほしいことを2点。

1点は、特に若い職員に関して、セクハラ等の不祥事1回で人生を棒に振るということを伝えなさいと申し上げました。もう一点、どうして起こるかは知りませんが、神戸の教員どうしのいじめのような件をしっかり念頭に置いて、校長室からは職員室の中で起こっていることが見つらいこともありますので、よく見えるはずの教頭がしっかり心がけて、職員へのハラスメント防止に努めてください、こういうことを伝えたとところでございます。

以上、大変簡単に、30分強かと思えますけれども、教頭先生方にお伝えしました。私が教頭に向かってまともにしゃべれる機会は年にこの1回だけなので、申しわけないですけど、30分ほどいただいたというところでございます。

以上、私のほうからの定例校長会議・定例教頭会議についての報告を終わらせていただきます。

学校教育課のほうで補足等があればお願いします。濱名学校教育課長。

学校教育課長)

よろしく申し上げます。今お話にありましておとり、臨時校長会議に引き続き定例校長会議でしたので、時間がございませんでしたので、主に2点お話をさせていただきます。

まず1点目が、県費教職員の在宅勤務について、ぜひ進めていきたいという投げかけをさせていただいて、校長先生方とともに至急進めていくことで合意いたしました。翌週13日の月曜日に臨時校長会議がございましたので、そちらでしっかり確認することとなりました。

2点目については、町費の教職員等の勤務についてどう取り扱うかということを確認をさせていただきました。その他、資料1にございます定例校長会議の議題は全て説明することができませんでしたので、翌日の教頭会議の中で説明をさせていただきます、確認いたしました。以上です。

教育長)

以上でございますが、ご質疑等ございますでしょうか。小峰委員。

小峰委員)

今、教育長の直接教頭先生たちにお話ししたことの中で、入学式の状況はちょっと残念な学校があったというお話があったんですけども、教育長からご覧になって、具体的にどういう点が入学式としてもうちょっと配慮されればいなというふうにお考えになったのか、お聞かせいただいてよろしいでしょうか。

教育長)

6校ぐるぐる回りましたので、1校ずつずつと見ていたわけではありません。

式の運営次第ということではなくて、主に座席配置の話です。体育館でやるわけですけれど、両サイドとか後ろ側に結構空白があったんです。目いっぱい使って広げてやるべきじゃないかというふうに想定していましたので、例年に比べれば子ども同士の席の間隔をとっていたようですけれども、もっと広げられたはずだというのが、私と町長の印象でした。そのくらいやるべきだ。これだけ広いのであれば、せいぜい腕の幅ぐらいとればいいのにな。これよりも近いような設定が実際に行われていたので、校長を促して、3人でさっさと座席を直したりというようなこともしました。そういう学校が若干あった。

つまり、何が言いたいのかというと、これは一種の推測になっちゃいますけれど、入学式という儀式的想定イメージがあって、それを縮小したり座席の間隔をとったりすることだけ、基本形は全然変えずにやろうという発想が残っていたのか。つまり、この日なぜやるかといったら、以前から申し上げているとおり、年度の初めに、こういう形で学校が始まるよって、広い意味での在籍の確定みたいなことをしたいわけでしょう。それに付随しての式ということではないという私の見解だったけれども、やっぱり儀式がやりたかったのかということがうかがえちゃったところもあったということです。

小峰委員) ありがとうございます。

教育長) ほかにご質疑ございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑がなければ、これにて終了といたします。

以上、日程第3「定例校長会議・定例教頭会議について」は、これをもって終了いたします。

(議案第1号)

教育長) 日程第4、議案第1号「教育施設の工事計画(案)について」を議題といたします。

議案についての説明をお願いします。沼田教育部長。

教育部長) 議案第1号 教育施設の工事計画(案)について。

教育施設の工事計画を次のとおり策定する。

(別紙)

令和2年4月15日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案するものです。

おめくりください。予定価格が1件1,000万円を超える工事計画は記載のとおり

り、学校給食センター整備工事でございますが、実施時期については、新型コロナウイルスの影響により、現在未定となっております。

以上でございます。

教 育 長) これより質疑を行います。ご意見がありましたら、あわせて承ります。いかがでしょうか。

ご質疑はございませんか。水沢委員。

水 沢 委 員) この日程というのが、大体いつごろ見えてくるかという、予想というのはあるのでしょうか。

教育総務課長) 当初、9月の発注を予定しておりました。ただ、前回鈴木委員からもご指摘いただいたように、新型コロナウイルスの影響がこうした工事にも出始めております。受託の態勢、それから我々発注者側の態勢、それから財政的な見通し、そういうものが不確かな状況にございますので、もう少しコロナの影響を見て、それによって発注時期に関しては改めて設定し直したいというふうに考えています。

教 育 長) ほか、よろしいでしょうか。

水 沢 委 員) はい。

教 育 長) それでは質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第1号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委 員 全 員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第1号「教育施設の工事計画（案）について」は、原案のとおり承認されました。

(議案第2号、議案第3号)

教 育 長) 続きまして、日程第5、議案第2号「葉山町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」及び日程第6、議案第3号「第三次教育総合プランの諮問について」を一括で議題といたします。

議案についての説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) それでは、議案第2号 葉山町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について。

次の者に葉山町教育振興基本計画策定委員会委員を委嘱する。

(別紙)

令和2年4月15日提出

葉山町教育委員会
教育長 返町和久

提案理由

第三次葉山町教育総合プランを策定することに伴い、葉山町教育振興基本計画策定委員会委員を委嘱する必要がある、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第12号の規定により提案するものです。

続いて、議案第3号 第三次葉山町教育総合プランの諮問について。

第三次葉山町教育総合プランについて、葉山町教育振興基本計画策定委員会に意見を求めます。

(別紙)

令和2年4月15日提出

葉山町教育委員会
教育長 返町和久

提案理由

葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第13号の規定により提案するものです。

では、一括して説明させていただきます。お手元の素案をごらんください。

第三次教育総合プランは令和3年から令和6年までの4年間の計画です。令和元年度に教育委員会事務局、町関係職員、学校長で構成される庁内検討会を設置し、素案を作成しました。その素案をもとに、今年度、葉山町教育振興基本計画策定委員会に諮問し、審議していただき、パブリックコメントを経て、令和2年度末の策定を目指しております。

なお、策定委員会からの答申は10月ごろを予定しております。教育委員の皆様は、この答申をもとにご意見を伺いたいと思いますので、その際はよろしく願いいたします。最終的には年度末にご承認いただきたいと思っております。

本日の議案第2号は、策定委員会の委員名簿、第3号は検討会による素案でございます。

それでは、素案をごらんください。12ページから18ページにかけて、重点取り組みを記載しております。ここでは小・中一貫教育の推進として、今年度中に小・中一貫教育のあり方検討報告書を作成すること、コミュニティスクールの導入、みんなの公共施設未来プロジェクトと連動した学校施設の更新などを重点としております。

続いて、19ページ、20ページをごらんください。ここではプランの体系を記載しております。この基本施策、1番、6番、7番などに、小・中一貫教育、コミュニティスクール、働き方改革、みんなの公共施設未来プロジェクト、ギガスクールなど、新しい取り組みが記載されております。また、基本施策の10には葉山町スポーツ推進計画、12には町立図書館あり方検討委員会から提出される町立図書館の長期的なあり方の答申といった、いずれも今年度末に示されるものについて記載されております。

詳細については第4章となりますので、後ほどご確認ください。

大変簡単ではありますが、以上です。

なお、先ほど申し上げたとおり、正式には策定委員会の答申を待ってご意見を頂戴したいと思いますが、その前に特に何かございましたら、事務局までお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長) 特に補足はなしでいいですか。この中身について今意見をくださいという話ではないと思うので、意見は随時寄せていただいて構わないのかな。最終的に、公式に取り上げるのは答申案をいただいて、その答申案に基づいて審議する場面になります。答申案の尊重もあるでしょうから、大幅に入れ替えることはできないかもしれないけれども、微修正は構わないという確認をいたします。

では、委員の委嘱とプランをこの形で諮問するという点に関して、ご質疑やご意見がありましたらお伺いしたいと思います。よろしいですか。

では、中身は盛りだくさんですので、いろいろご意見があれば、担当の教育総務課のほうにお寄せください。ご質疑がないということでもよろしいですか。

それでは、質疑がなければ、これにて終結いたします。

順にお諮りしたいと思います。まず議案第2号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

続いて、議案第3号について、策定委員会に諮問することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第2号「葉山町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」及び議案第3号「第三次葉山町教育総合プランの諮問について」は、原案のとおり承認されました。

(議案第4号)

教 育 長) 続きまして、日程第7、議案第4号「葉山町立小・中学校使用教科用図書の採択方針について」を議題といたします。

議案について説明をお願いいたします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 議案第4号 葉山町立小・中学校使用教科用図書の採択方針について。

葉山町立小・中学校使用教科用図書の採択方針について、次のとおり定める。

(別紙)

令和2年4月15日提出

提案理由

令和3年度使用小・中学校使用教科用図書の採択方針を定める必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第15号の規定により提案するものです。

説明は担当課からお願いします。

学校教育課長)

まず私からは、本年度の教科書採択の大まかな考え方についてご説明をさせていただいて、後ほど担当から採択方針の流れについてご説明を申し上げます。

教科書採択業務の大まかな流れ、考え方についてですが、義務教育諸学校において使用する教科書については、学校を所管する教育委員会が採択権者となって、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないこととされています。

まず小学校の教科書につきましては、昨年度に採択を行い、今年度から新しい教科書を使用することとなりますので、調査委員会等を設けた採択は実施いたしません。そして、中学校の教科書につきましては、来年度から新学習指導要領の完全実施に伴って、新たな教科書を使用する必要がありますので、今年度教科書採択を行わなければなりません。教科数は11教科ございますので、調査委員会を設けて採択することになります。

それでは、この後、担当から採択方針と採択の流れについてご説明を申し上げます。

学校教育課指導主事)

まず、採択方針をごらんください。1番が採択に当たっての留意事項、2番が教科用図書の調査研究について書かれております。

なお、公正確保のために、9月1日までは非公開とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

では、裏面をお願いします。採択の決定につきまして、その権限は葉山町教育委員会にございます。まず、本日の採択基本方針の決定を受け、葉山町教科用図書採択検討委員会を設置し、さらに逗子市、三浦市、葉山町教科用図書合同調査研究会を設置して、調査を依頼いたします。また、教科ごと、各市町より1名ずつ調査員を依頼し調査研究を行います。これらの調査報告を受けて、検討委員会にて検討を行い、最終的に教育委員会において決定するという流れになっております。

なお、調査研究の方法につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意した会議の持ち方について、現在2市1町の教育委員会の教科用図書採択の担当者で検討しているところでございます。

以上です。

- 教 育 長) では、ご質疑を承ります。
では、私から。採択方針、採択の流れ、例年と変わるところはないということ
でよろしいですか。
- 学校教育課指導主事) はい。
- 教 育 長) なので、確認済みかと思いますが、この流れ図の下の方を見ますと、2市1
町ということで、3つの教育委員会、それから各市町の学校が関係しています。
そのうちの担当市町はどこでしょう。
- 学校教育課指導主事) 葉山です。
- 教 育 長) 葉山町担当ということでございます。最初に取り上げたと思うけれど、このコ
ロナウイルス感染防止のためのさまざまな措置があろうと思いますけれども、教
科用図書展示会等々について、何か今日の段階で考えていることありますか。
- 学校教育課指導主事) 展示会についてはまだ検討中ですが、調査員の研究については、なるべく書面、
あるいはメール等を活用しての会議を実施していただけるように調整を図ろうと
思っております。
- 教 育 長) 法律上の定めがいろいろあると思うんです、公開なんかに関しては。そういう
のに気をつけながら、展示等の仕方、気をつけてください。
それから、ご覧になりたい方もいらっしゃると思いますので、町民に対する周
知も、事前にやることを忘れないように、お願いします。
教科書配付はいつごろになりそうですか。私たちの検討材料です。
- 学校教育課指導主事) まだ、ほんの一部しか届いておりませんので、届き次第配付させていただきます
です。申しわけありません。
- 教 育 長) 委員さん方で、何かご要望がありますか。長期にわたって在宅勤務なので、ち
ょうど読むのにいいから、早めに提供してください。
例年というか、毎年早くもらえるほうがあります。やっぱり読む量、
膨大なので、優に 100 冊超えます。結構大変なので、特に中学校のほうは活字量
が多いので、簡単に読み飛ばせない。余り五月雨でも。そちらも配付大変かもし
れないけれど、少しまとまった段階で整理して、早めに渡していただくほうがい
いんじゃないかなと思います。それお願いできますか。
- 学校教育課指導主事) 承知しました。
- 教 育 長) ほかに何かご質問等ございますか。下位委員。
- 下 位 委 員) 基本的なことでは恐縮ですが、逗子、葉山、三浦で合同調査をした結果をうけて、
葉山町教育委員会としてはこの教科はこの会社にしますと結論づける。それは、
葉山は葉山、逗子は逗子で、最終的には別々の会社になる可能性もあるというこ
とでよろしいですか。
- 学校教育課指導主事) 2市1町で合同して調査はするのですが、それぞれの教育委員会で会議を持ち、
決定いたしますので、3市町が別のものになることもございます。

下位委員) わかりました。ありがとうございます。

教育長) 法律上は単位教育委員会になります。別の定めで採択組合とかつくと、そこで採択ということはありません。葉山町は単独で採択するという方針なので、そのいわば下調べの調査みたいなことをこういう合同研究委員会等に委託しているということになります。

ほかにご質問ございますか。

また昨年以上に大変な作業だと思いますけれど、それぞれいろいろご専門等の知見を生かしていただいて、ご意見賜ればというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

では、ご質疑がなければ、終結してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それではお諮りいたします。議案第4号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教育長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第4号「葉山町立小・中学校使用教科用図書の採択方針について」は、原案のとおり承認されました。

(議案第5号)

教育長) 続きまして、日程第8、議案第5号「葉山町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案についての説明をお願いいたします。沼田教育部長。

教育部長) 議案第5号 葉山町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について。

次の者を葉山町いじめ問題対策連絡協議会委員として委嘱する。

(別紙)

令和2年4月15日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

葉山町いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第12号の規定により提案するものです。

説明は担当課からお願いします。

学校教育課指導主事) いじめ問題対策連絡協議会は町のいじめ防止基本方針に基づき設置されております。年2回程度開催され、町の方針に基づいていじめの未然防止のために関係する機関や団体の連携を図り、情報共有や協議を行っております。委員につきま

しては、別紙にございますように、各学校の校長先生と教職員、神奈川県警の職員、児童相談所の職員等となっております。

以上です。

教 育 長) ご質疑があれば承ります。

特によろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、質疑がなければ、これにて終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第5号「葉山町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

(報告第2号)

教 育 長) 続きまして、日程第9、報告第2号「教育長の専決事項について」を議題といたします。

内容についての説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 報告第2号 教育長の専決事項について。

葉山町教育委員会事務局等の職員の任命について、専決したので報告します。

(別紙)

令和2年4月15日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項第1号の規定により専決したので、同条第2項の規定により報告するものです。

別紙をごらんください。令和2年4月1日付、人事異動内示でございます。係長級以下の職員の人事異動及び令和2年3月31日付の退職について記載しております。

以上でございます。

教 育 長) では、ご質疑を承ります。

つらつら眺めて、いろいろ見知った職員ですので、多少の感慨もある方も多分いると思います。特によろしいですか。ご質疑よろしいですか。

では、ご質疑はこれにて終結いたします。

以上、報告第2号「教育長の専決事項について」を、これをもって終了といた

します。

(新型コロナウイルスに関する対応について)

教 育 長) 続きます、日程第 10「新型コロナウイルスに関する対応について」を議題といたします。

説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 私からは、教育総務、学校教育、生涯学習以外の対策本部について主なものを報告いたします。

緊急事態宣言の発出により、4月8日をもって特措法第34条に基づく対策本部となりました。また、4月14日現在、鎌倉保健福祉事務所管内の感染者数は36人でございます。

まず1点目、町内の学童クラブは継続。保育園については登園の規制として、家庭で育児が可能な方は極力登園を控えるといったお願いは行うものの、開園は継続します。

2点目、湘南国際村センターを県が借り上げ、4月9日から軽症者を受け入れております。

3点目、後援・共催について、緊急事態宣言期間の5月6日まで、イベント等の実施日問わず、許可は行いません。

4点目、コロナ関連所掌事務について。総務部防災安全課において、各部のコロナ関連の所掌事務案を作成しました。

5点目、庁内会議の実施方針。庁内会議規程に定める庁内会議などについて、その実施方針を整理しました。この2件については資料を添付させていただいておりますので、後ほどご確認ください。

その他として、海水浴場、逗子、鎌倉、葉山で足並みをそろえたい。現時点で海水浴場を開かないと結論づけるのは時期尚早との意見が多く、海水浴場を開く場合は期間を一般的な学校の夏休み期間に合わせるなど、短縮する意見もあり、現在調整中だということです。

次に、感染予防の観点から、役場庁舎のカウンター上で来庁者と職員との間にビニールの仕切りを設置しております。

最後になります。あしたの対策本部で職員の在宅勤務の方針が示される予定となっております。

私からは対策本部の主な状況でございます。以上です。

教 育 長) それでは、この間における対応につきまして、各課から順に報告をいただきたいと思っております。教育総務課、お願いします。

教育総務課長) 教育総務課では緊急性のあるなしによって業務委託、工事に関して発注を見送っております。

ただ、以前、鈴木委員から指摘のありました一色小学校のバックネットに関しては、工事期間が短いことと、危険性があるということで、撤去が済んでおります。それ以外のものに関しては時期を見て発注をしていきたいというふうに思います。

それからもう1点、グラウンドの開放に関しては、町からの要請もございましたが、今現在も継続しております。

以上です。

教 育 長) 続きます、学校教育課、お願いします。

学校教育課長) それでは、臨時校長会議の次第がございますので、それを見ながら説明をさせていただきますと思います。

まず、3月23日(月曜日)、1時半から臨時校長会議、第5回を実施いたしました。協議内容は①から⑨まで9点書いてございますが、その点について話し合いをさせていただきました。

①番の修了式については実施をしないという確認。

修了式を実施しないことに伴って、⑦番の学習補填について、しっかりと子どもたちの学習補填について準備をしていく旨、確認をさせていただきました。

この臨時校長会議終了後、一斉メールで、家庭学習に係るウェブページの紹介ということで、町のホームページにリンクを貼らせていただきました。ここには、文部科学省、経済産業省、神奈川県教育委員会がウェブページで公開している学習に係るホームページを紹介させていただいています。

加えて、臨時休校中の学習や学習評価等に関するお知らせ、児童・生徒の心のケア、いじめや偏見等の防止についてという文書も、教育委員会よりで発出をさせていただいておりますので、そちらもホームページに上げさせていただきました。

裏面の、3月30日、9時から10時半、臨時校長会議、第6回です。まず、始業式・入学式については、前回の確認で、規模縮小の上で実施をしていくという確認をしましたので、ここではその再確認をいたしました。

次に、学校再開における対応ということで、①番から⑦点につきまして、細かい確認をさせていただきました。例えば、座席はしっかり離そうとか、対面での子どもたちの接触を極力回避しましょうというような、細かい確認をさせていただいています。

この会議が終了したところで、一斉メールで始業式・入学式について、家庭での健康観察について保護者に周知をさせていただき、教科書等についてホームページにも案内させていただきました。

4月3日、臨時校長会議、新年度になりますので第1回になります。このときは冒頭に、町長・副町長からご挨拶がございました。協議につきましては、まず

冒頭に4月8日以降、4月8日から4月17日までの臨時休業をするということについて確認させていただきました。県立学校が2週間程度の臨時休校を行うという県の方針を踏まえて、本町としてもそのような対応をとらせていただくという形で、確認をさせていただきました。ただし、4月6日の始業式・入学式、4月7日に、子どもたちが臨時休業期間中にやるべきことを確認するという一方で、教科書の配布、課題の配布、自宅学習を行う際の生活面の諸注意等、指導を徹底するという確認をしました。4月7日は2時間程度、各校、こういった指導の徹底を図っていただきました。

裏面の4月8日、3時から臨時校長会議、第2回を開催させていただきました。前日の夜、国の緊急事態宣言の発令を受けまして、県の方針が4月8日付で出されました。それを踏まえての協議になります。そういった国・県の方向性を踏まえまして、葉山町としても臨時休業期間を、4月8日から5月6日まで延長いたしました。

この会議が終わりました後、臨時休業が延長する旨の通知を各家庭に教育委員会から一斉メールで発信をさせていただいております。

4月9日、臨時校長会議、第3回になります。こちらにつきましては、臨時休業期間中の学習保障ということで、まず1点目、登校日を設定するかどうかということに関しましては、協議した結果、さまざまなリスク等を考え、登校日の設定はなしということを決めました。

②番の映像配信につきましては、休業期間中、子どもたちの心の安定、学習の補助等になればということで、映像配信を考えているというような提案をさせていただきました。

③番の個別相談・支援につきましては、週1回引き続き健康観察、生活状況、学習状況を含んだ子どもたちの状況の確認を引き続き行うよう確認をさせていただいたところです。

裏面になります。臨時校長会議、第4回、4月13日、1時半から開催いたしました。こちらにつきましては、4月9日の定例校長会議の中で在宅勤務についての投げかけをさせていただいて、実施するという合意が図られましたので、まずは在宅勤務について要項等を提示させていただいて、確認をさせていただきました。基本的には、原則、先生方は3交替で在宅勤務を行っていくというような取り決めを確認いたしました。加えて、在宅勤務中に先生方にご提出していただくような勤務の報告等についても確認をさせていただきました。

映像配信につきましては、さまざまな問題がある、課題があるというようなことも学校から伺っておりましたが、有志を募って、できる人からできるものを行っていくと。教育委員会クレジットでやっていきたいという趣旨をお話しさせていただいて、進めておるところです。

私からは以上になります。

教 育 長) 続いて行きましょう。生涯学習課、お願いします。

生涯学習課長) それでは、生涯学習課の対応のほうをご説明いたします。

4月、5月、ジュニアハンドベル、陸上講座、そういったような事業があったんですけども、こちらについては全て中止、もしくは延期とさせていただいております。

それと、うちのほうで所管してます図書館、図書館につきましては、緊急事態宣言を受けまして、4月9日から5月6日まで閉館のほうを延長としております。ただし、図書館につきましては、月曜を除きます9時から18時、インターネットもしくは電話で事前予約していただいた本の貸し出しのみは継続しております。

それと南郷公園。南郷公園につきましても、図書館と同じく、緊急事態宣言以降、4月9日から5月6日まで閉園のほうを延長させていただいております。事前にテニスコートとか、多目的の予約をいただいていた方に関しましては、全て電話、もしくはメール等で、使用できなくなったということで連絡のほうをさせていただいております。

それと、しおさい公園になります。しおさい公園は当初、4月4日、5日、11日、12日の土・日だけ、臨時休園という予定にしていたんですけども、緊急事態宣言を受けて、4月9日から5月6日まで休園とさせていただいております。

生涯学習課については以上になります。

教 育 長) 町全体の対応、それから教育委員会傘下の附属施設まで含めて駆け足でご説明いたしました。全体像を統一して話すのも難しいかもしれませんが、現状で言えば緊急事態宣言が出て、多くのところが休止というふうな措置をとり、部分的には対応できることはしていく、簡単に言えばそういうことになるというふうに思っています。

何か確認されたいことが、ありましたらお願いします。下位委員、どうぞ。

下 位 委 員) 先ほどの校長会議の次第にも給食食材についてという部分がありましたが、4月からの給食の食材は、もうそもそも発注をしてないという認識でよろしいのでしょうか。もしくは発注はしているけども、すでにキャンセルをした等。そのあたり、もしおわかりでしたら教えてください。

教育総務課長) 4月分に関しても食材の発注が一部ございます。令和元年度分に関しては町からの補助金をいただきまして精算できていますが、今後神奈川県下全域でも学校給食会で引き受けた分をどうするかということも協議事項に上がっています。そのあたりもはっきりした段階で、町単独で出している分とあわせて、給食費に関しては令和元年度と同じく、葉山町のほうに負担をお願いしたいというふうに考えております。

下 位 委 員) 分かりました。

教 育 長) ほかに。水沢委員。

水 沢 委 員) 図書館のインターネットで貸し出しをしていると聞いていますが、時間を制限して。その件について、実際どういうふうの手渡しするのかなとイメージが湧かないので、説明いただけますか。

生涯学習課長) 図書館のほう、中の閲覧室のほうまでには入れないようにしてですね、入り口のところにカウンターを設置しまして、そちらで事前予約していただいた方に直接職員が手渡しというような形で対応させていただいております。ですから、図書館の中に滞在する時間をなくすというふうな形で対応しています。

教 育 長) 引き続きどうぞ。水沢委員。

水 沢 委 員) その際に、本というのは手に触っているものなので、非常に消毒は不可欠だろうと思います。どんな注意をして消毒しているのでしょうか。

生涯学習課長) おおのこの職員についてはですね、消毒液のほうで手のほうの消毒をしていただくのと、あと、本についても消毒の機械がありますので、それらを使うといったような状況です。

水 沢 委 員) わかりました。ありがとうございます。

教 育 長) ほかにはいかがですか。小峰委員。

小 峰 委 員) 質問というより感想になるんですけども、特に学校についていろいろ、教育委員会事務局も苦勞されたと思いますが、ようやく先生方、教職員の方々の在宅勤務も始まったということです。この新型コロナウイルスの対応の思わぬというか、皮肉なことに、口で言うよりは、働き方改革やICTの活用などが、思わぬ方向で進むというか、考えざるを得ない状況になったと思います。ぜひこれを機会に、先ほど教育長のお話にも、行事ありきではなくて、本来の目的は、今回の目的は何なのかということを考えながら、コンパクトにできるものはコンパクトにする、子どもにとってやっぱり必要だと思うところは時間をかけるなど、ぜひいろいろなことを見直す時期だと考え、プラスに捉えていただくような方向で、教職員の方々の在宅勤務が進んでいくといいなというふうに思っております。

それに加えて、町のほうでも在宅勤務が実施されていくのだと思います。ぜひ教育委員会事務局の方たちにも過剰な勤務にならないように、皆さんお一人お一人の体調を崩されないような勤務が始まっていただければと思います。

教 育 長) ありがとうございます。率直な話、映像配信も、学習支援の一助としてやってもいいんじゃないかというか、そういう補強手段も加味していくことが必要なんじゃないだろうか。決して今の段階でそれが主力選手になることはないにしても、そういうことも可能なんではないかという話をしているわけですけど、このことに関してはいかがですか。下位委員、どうぞ。

下 位 委 員) 保護者の間からは、何かしら支援をしてほしいという話もかなり出ています。3月からスタートして1カ月以上休校が続いています。その間の保障をしてほし

いというのは到底難しいんですが、課題を渡していただくとか、家庭学習ができる、後れを少しでも取り戻せるような施策をしていただけるように、お願いしたいです。

教 育 長) ありがとうございます。ほかよろしいですか。鈴木委員。

鈴 木 委 員) 一色、撤去終わったのかな。ありがとうございます。そこを新築する予定はないんですね。

教育総務課長) 新設の予定はございません。

鈴 木 委 員) 撤去した後、見た。

教育総務課長) 報告書の写真だけ確認しています。

鈴 木 委 員) 見るように。

教育総務課長) 承知しました。

教 育 長) 水沢委員、お願いします。

水 沢 委 員) ネットで配信するというのは、きわめて重要な可能性を秘めていますのでぜひ取り組んでもらいたいと思います。そして葉山町の中にある社会教育施設などの文化施設について、そういうものはこういう場所ですよというだけの画像であってもよいのですが、説明を付して配信してあげるの悪くないと思います。そうすると、あ、このコロナの後に行ってみようかなと、面白そうだという印象をあたえることができます。そういうメッセージにはなると思うのです。たとえば図書館の入り口が写っている、あるいは今僕が勤めている県立近代美術館の外観であっても、こういう場所もありますよというメッセージになります。葉山町のよさみたいなことで、葉山オフィシャルでしばしば取り上げているから、もう過去に材料がある。そういうものをまた使い回すこともできる。それとあらためて取材するということも、ある意味でちょっとかき回すような危険性を伴いますので要注意です。それがまた、変に人を誘導するということもあり得るから、そこをうまく使わなければいけないのですが。ただ、やはりそういう学びの場はありますよというのを発信するというのは、ぜひ考えていってもいいのではないかなと思います。

教 育 長) ほかはいかがですか。

今後この事態が続くことが予想されますので、引き続きいろいろな対策をとっていきます。新たな動きがあれば、その都度報告を入れたいと思います。

それでは、新型コロナウイルスに関する対応については、これで終了いたします。

(各課からの報告)

教 育 長) 続きます、日程第 11「各課からの報告」に入ります。
学校教育課お願いします。

学校教育課長) それでは、学校教育課から 2 点、よろしくお願いします。

まず 1 点目が、葉山町教育支援教室通学費助成金給付要綱の制定についてということで、経過のほうをご覧くださいと思います。これにつきましては、教育支援教室、通称ヤシの実教室の子どもたちに対する通学費の助成の要綱になります。近年、教育支援教室に通う子どもたちが比較的登校が安定してきております。その中には、ごく少数になりますが、バスの定期を購入して通っているお子さんもいらっしゃいます。そもそも上山口小学校という、かなり広範囲から通うお子さんたちが多いので、そういったお子さんたちに対して何とか通学費が助成できないかという形で、この要綱を定めさせていただきました。

趣旨・定義等をご覧のとおりです。今現在行っている中学生に対する通学費助成と同じ形の考え方で、この要綱を定めさせておりますので、こういったお申し出があった場合はヤシの実のお子さんにもバス助成ができるというようなことになってございます。雑駁ですが、以上になります。

続けてよろしいでしょうか。

教 育 長) どうぞ。

学校教育課長) 続けて、学校における災害対応ということで、横判の表をご覧ください。中身については、この後、担当から説明させていただきます。まずこれができた経過ですが、昨年の台風の影響を受けまして、学校のほうでも校長会を中心に災害時の臨時休校等のあり方について、話が進められておりました。本来であれば学校の臨時休校という大きな案件ですので、こういった定例教育委員会にお出ししながら確認すべきところでしたが、そういった手続を踏まえずに今回出させていただき、大変申しわけないと思います。ただし、中身につきましては、防災安全課とともに検討させていただき、内容的におかしいものではありませんので、こういった形でのご報告になってしまうことを、まずはご承知おきいただければと思います。

中身については、この後、担当から説明させていただきます。

学校教育課指導主事) 休校の基準について、変更点をご説明させていただきます。これまで風水害の休校措置に関しては、暴風雨警報が発令された場合のみとなっております。そこに本年度より大雪警報、または暴風雪警報が発令された場合、大雨警報と洪水警報の両方が発令された場合、さらに葉山町が警戒レベル 3 以上の発表を行った場合を追加しております。さらに、南海トラフ地震臨時情報に関する項

目を追加しております。以上です。

教 育 長) では、ご質問を承りたいと思います。どちらに関してでも結構です。どうぞ、下位委員。

下 位 委 員) 質問です。こちらの児童・生徒の安全についてという部分ですが、登校前に注意報が発令された場合は通常授業を行います。地域や通学路の状況を各家庭で判断し無理な登校はさせないでください、ということです。注意報が発令された場合は家庭の判断で欠席しても欠席扱いにはならないという理解でよろしいでしょうか。

学校教育課指導主事) はい、そのとおりです。

下 位 委 員) ありがとうございます。

教 育 長) ほかに。鈴木委員。

鈴 木 委 員) こういうのをつくって家庭に周知徹底するんだけど、個々のこういう災害のときに大事なものは、規定に基づいて何かするということのもすごく大事なんだけど、教職員は絶対できると。家庭が一番問題なんです。要するに家庭がどう動くかというのが問題で、これはこういう規定をつくっても、最終的な判断は家族がするということがすごく大事なんでね、どのタイミングでどうするか。今、下位委員が言われたようにね、当然もう降るであろうということは、ニュースや天気予報でわかるわけですよ。そういう予測をして、学校が休みになるうがなるまいが、家庭としてうちは出したくないというのであれば休ませるといような判断、それを学校が追認して、今、下位委員が言われたように当然の処置なのでね、こうすれば休みにならない、こうすれば休みですよみたいな話じゃなくて、1週間も前から、今かなり天気予報は当たるので、当然事前準備をするわけだから、そのときはもう家庭、本人の判断、家庭が子どもたちにどう指示をしておくか。これね、学校が全部指導しろなんて、無理なんだよ、教育現場でやってもね。いろんなルールはつくるけど。家庭の責任の大きさをきちっと家庭に理解してもらおうということが一番大事。そこだけは徹底してほしいというふうに思います。

教 育 長) ほかに。小峰委員。

小 峰 委 員) 葉山町の教育支援教室の、先ほどの助成金のことについては理解できました。ありがたいことだと思いますが。事前にいただいていますこのガイドブックのことでちょっと伺ってもよろしいですか。

教 育 長) 後ほど詳しく。

小 峰 委 員) まだ。はい、わかりました。

教 育 長) 今までは中学生で支援教室に通う子には通学費助成が出なかったということですか。

学校教育課長) 要綱上そのようなつくりになってございました。

教 育 長) これを救済するようなことになるわけですね。

学校教育課長) はい。

教 育 長) ほかに何かご質問ございますか。

じゃあ、2点でよろしいですね。では、各課からの報告は終了いたします。

(その他)

教 育 長) では、日程第12「その他」についてを議題といたします。

まず、委員の皆さん、何か議題等お持ちでしたら、お願いします。

特になければ、各課から何か議題とするものがありましたら、提出をお願いします。教育総務課からお願いします。

教育総務課長) 教育総務課から、日程第12の2点目になります総合教育会議の開催について、町長より5月20日に予定しております会議のほうを、書面会議で行いたい旨の申し出がありました。会議招集につきましては、首長がという制度になっておりますので、教育委員の皆様におかれましては、書面会議について事務局からご案内させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

教 育 長) 町長からの委任を受けてこの場で皆さんにお諮りしているという理解でいいですか。

教育総務課長) そうですね。

教 育 長) この件はよろしいですか。状況が状況ですので、これでご了解いただいたということにしたいと思います。

じゃあ2目にお持ちのところは。学校教育課。最初は、働き方改革推進指針ですか。梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) 働き方改革の推進指針につきましては、事前に素案をお示しさせていただいて、4月前半までご意見等いただいたところです。本来であれば、本日4月の定例会で議案として扱っていただく予定でしたが、特に構成の部分で大幅な変更がございましたので、5月の定例教育委員会において改めて提案させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

教 育 長) 中身について、修正がありましたので、改めて提案し直す。これに関するご意見は、いつまでに。

学校教育課指導主事) 少し日程が詰まっておるんですが、4月の24日の金曜日までにご意見いただければ大変ありがたいです。よろしく願いいたします。

教 育 長) では、改めてご意見がありましたらお寄せください。

次にまいりたいと思います。葉山町教育支援教室ガイドブックについて願います。瀧名学校教育課長。

学校教育課長) このガイドブックにつきましては、まず、条例の改正を経て、前月に教育支援教室の規則をお認めいただきましたので、その内容を補填するような形でガイドブックを作成させていただきました。表紙は、新しく上山口小学校内に移設をしました写真になってございます。

おめくりいただいて、「はじめに」のところ、もう一度書かせていただいておりますが、このガイドブックは葉山町教育支援教室の概要や利用方法等、改めて整理したもので、当該施設の果たす役割を広く周知するとともに、利用の流れを案内するために作成したものとなっております。なかなか、今まで教育支援教室の内容や目的、それから実際にどのようなことが行われているかということが、なかなか表に出にくいというか、周知が図られていなかったということもございましたので、このようなものを作らせていただいた次第です。

目次は、本編1から11まで書いてございますが、教育支援教室がどのようなことをやっているのかということ、それからどのような手続で行われているのかということがわかるような柱立てをさせていただきます。

おめくりいただいて、1ページからその柱に沿って説明が書かれておりますので、それをご覧いただければと思います。特に3ページ、4ページをちょっとお開きいただきたいんですが、3ページが通室・退室までの流れと段階に応じた支援ということで、通室に至るまでの流れを3ページに通して書かせていただいています。その中で、1次支援、2次支援、3次支援という形で、4ページにその説明が書かれておりますが、1次支援は各校において未然防止に向けた取り組みということで、本当に当たり前のことになりますが、誰にとっても魅力的な学校づくりということで、わかる授業、居場所づくりをしっかりと各校で行っていきましょうという、それが1次支援。2次支援が教育相談等ということで、各学校において教育相談コーディネーターを中心としながら、支援委員会等でチーム学校で対応していただくこと。3次支援になりますと、葉山町教育支援教室への通室という形で、ケース会議等を経ながら、こういったところへ通室をつなげていくというような支援になっております。

9ページからが様式集ということで、通室に係る諸手続を踏んだ書式になっ

てございますので、こういったものの流れを踏まえ、正規通室となります。

16 ページ、17 ページにつきましては、先ほど変更版で見ていただいた学校の災害時の対応になります。その中身をそのままそっくり、ここに落とし込まれていますので、のちほどご覧おきいただければと思います。

最後、A3判の折り込みの資料は、新しい教室の写真がカットで載っておりますので、ご覧おきいただければと思います。以上になります。

教 育 長) では、何かご質疑がありましたらお願いします。小峰委員。

小 峰 委 員) 3点ばかりあります。まず、2ページのところに、一応9時から15時30分までとありますけれども、多くの子どもたちがこの9時とかの教科の始まる10時から14時半までいる子がほとんどなんでしょうか。それとも、子どもによっては自分の決めた時間から…決めたというか、自分が行きたい時間から来て、途中で帰るという子も多いのかどうかということがまず1点。

それから、昼食の時間がありますが、持ち物の中に、一応お弁当を持ってくることになっています。今は、学校給食というのは無理かもしれませんが、これがセンター方式になったときに、お弁当ではなくて給食が可能になることというのは、あるのでしょうか。それとも、子どもの自身にもいろいろこだわりがあるので、お弁当が優先されるということも考えられるかとも思いますが、昼食についてどうでしょう。

それからもう一つは、6ページの8の項に、ヤシの実での生活等というタイトルが出てくるのですが、この「ヤシの実」という通称に関しての説明が、この後の8ページの沿革のところでも教育支援教室を「ヤシの実」と呼んでいることが書かれています。このガイドブックをご覧になって初めて知る方もいるのではないのでしょうか。「ヤシの実」というのは、学校にいれば誰にでも通じている言葉として、あらかじめ説明がなかったのでしょうか。

この3つをお伺いしたいと思います。

学校教育課長) まず、1点目の子どもたちの登校の様子ですけれども、やはり9時に来るといことがなかなか難しいお子さんもいらっしゃいます。お昼ごろからいらっしゃるお子さんとか、まちまちです。正規通室になっているお子さんでも、毎日来れない、月に二、三回のお子さんもいらっしゃいますし、本当にまちまちな状況です。特に、中学校3年生のお子さんたちが大人数を占めていましたが、高校等に進学しましたので、現在の実態がつかめておりませんが、個々によって状態が異なっております。

2点目のお弁当、お昼の部分ですけれども、確かに給食センターが始まった

ら、そういった給食の部分は当然考え、検討しなきゃいけないと思いますので、今後の参考にさせていただきたい。

それから、3点目のヤシの実のところですけども、実際に教員や子どもたちは通称の「ヤシの実」を使用しており、かなり親しみがある言葉になっています。ただ、こういった正式な書類は、教育支援教室という形で統一してこういう形にしております。ただし、8番でヤシの実の生活等という言葉が出てくると、読まれている方が唐突感もありますので、ヤシの実を説明する文面を別の項目に変えたほうがいいと、お話を伺って思いました。少し修正をさせていただこうと思います。

教 育 長) 2点目は、虫賀課長、何か考えがありますか。

教育総務課長) 給食を提供する側とすれば、現場のほうから要請があれば、いつでも、今の小学校の給食室でも対応はできると思います。

教 育 長) ということですが、ほかにご質問は。ヤシの実教室のところは、タイトルを教育支援教室（ヤシの実）にしておいて、通称に対して注釈を付けるというような話でした。

ほかにございますでしょうか。多分、年々歳々微修正とか、改定みたいなものはあると思うので、ご意見があれば寄せていただいて、逐次改めていきたいというふうに思います。小峰委員、ご意見よろしいですか。どうぞ。

小 峰 委 員) 表紙には、この支援教室ガイドブックでいいと思うんですけども、6ページの8の項のところで「ヤシの実」の生活等とぼんと出てきて、そのあと読んでいったら8ページのところに「ヤシの実」の通称の説明があるので、初めて「ヤシの実」の通称が出てくるところの下にでも通称の説明があれば、これのガイドブックを初めてもらう人にわかりやすいのかなと思いました。検討していただけるなら、ぜひお願いしたいと思います。

教 育 長) 単なる瑕疵だと思いますので、修正したいと思います。ほかにございますか。

なければ、最後に私のほうから1点お願いしたいと思います。次第の記載では先頭に上がっていたんですが、順番を入れかえさせていただきました。令和2年度神奈川県町村教育委員会連合会総会というのが4月13日（月曜日）に予定されておりました。しかしながら、この間のコロナウイルス感染症防止対応と同様で、これも中止されまして、書面会議に変更されました。書面会議の内容と議決に関して、私宛てに市町村教育委員会連合会会長、厚木市の委員さんから書面で依頼がございまして、そのことについて回答したという報告をさせていただきます。

内容的には何かといいますと、1つ目は、令和元年度事業報告及び収支決算について適当と認めるかどうか。2つ目、役員の改選について適当と認めるかどうか。3つ目は、令和2年度事業計画案及び収支予算案について適当と認めるかどうか。さまざまな組織体の例年冒頭の総会議事です。この3点について、特段異論はないと思いましたが、私のほうで返答させていただきました。いずれも可ということで、適当と認めますということで、お返事を差し上げました。鈴木委員には事前に連絡しました。そういう処理をしたということをご報告させていただきます。

このことに関してはいかがですか、よろしいですか。

では、その他、ほかになれば、最後に主な行事予定についてお願いします。

鈴木委員) 今のちょっと、市町村教育委員会連合会で、葉山と寒川は同じ地域に入っているんですけども、今回、両方とも、葉山も寒川も役員に出なければいけないので、これとリストに出ていると思うんですけども、葉山は多分、幹事。寒川が監査になるんだらうと思います。そこだけ2年間になりますので、ですから葉山の、誰が出るかは別にして、連合会としては葉山に役員会からの出席を要請してくると思います。以上です。

教 育 長) 幹事が葉山町、監査が寒川町。

鈴木委員) 大体その順番です。

教 育 長) ほかはよろしいですか。では、沼田教育部長、お願いします。

教育部長) それでは、主な行事予定です。

4月28日、町初任者研修会。

5月8日、定例校長会議。

20日、教育委員会定例会。

総合教育会議（書面会議）。

28日、教育振興基本計画策定委員会。

なお、南郷中学校体育祭、上山口小学校運動会は延期しております。

また、先ほどお諮りしたように、総合教育会議は書面会議ということになります。あわせて、教育委員会定例会についても、内容によっては書面会議での対応ということになるかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

教 育 長) 内容を精査して、最終的に決定することになると思いますので、精査した上で、可能かどうか検討の上、ご連絡したいと思います。その場合には書面会議になるということでもよろしいでしょうか。やはり状況が状況ですので、これで

皆様のご了解を得たということにしたいと思います。総合教育会議につきましては、町長が招集するものでございますので、町長の委任を踏まえて書面会議としたいと思います。

以上でございますけれども、何か追加等ございますでしょうか。特によろしいですか。それでは、ないようでしたら全ての議事を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。時刻は11時25分でございます。お疲れさまでした。